

仕様書別紙

項 目	性 能 等
ナーシングテーブル	・寸法は幅1700mm×奥行850mm×高さ650mmのものを2台有すること。 ・天板が電動で昇降可能であること。
ナーシングカート	・寸法は幅500mm×奥行650mm×高さ800mmのものを4台有すること。 ・キャスター4輪でロック可能であること。 ・天板の昇降が可能であること。
プリンター台	・寸法は650mm×奥行500mm×高さ900mmのものを1台有すること。 ・引出し式収納でラベル等が収納可能であること。
配薬カート (10床用)	・寸法は350mm×奥行600mm×高さ1100mmのものを1台有すること。 ・1引出しに1患者分の内服薬を収納可能であること。
注射薬カート	・寸法は840mm×奥行550mm×高さ1400mmのものを2台有すること。 ・縦2列式で、引き出し型の収納であること。
点滴作業台	・寸法は1800mm×奥行700mm×高さ1600mmのものを1台有すること。 ・ハンガーシェルフ1段タイプであること。 ・天板下にゴミ箱用のスペースが確保可能であること。
材料キャビネット (トレータイプ)	・寸法は650mm×奥行600mm×高さ2300mmのものを4台有すること。 ・メイン収納部は引出し式のトレータイプであること。 ・上部は取手付きの扉式収納であること。 ・トレー収納部に鍵付きシャッターを有すること。
材料キャビネット (棚板タイプ)	・寸法は650mm×奥行600mm×高さ2300mmのものを3台有すること。 ・メイン収納部は棚板式であること。 ・上部は取っ手付きの扉式収納であること。 ・棚板収納部に鍵付きシャッターを有すること。
シェルフラック	・寸法は1200mm×奥行450mm×高さ1800mmのものを2台有すること。 ・棚板は任意の高さに調整可能であること。
輸液・シリンジポン プ用収納棚	・寸法は900mm×奥行500mm×高さ2100mmのものを1台有すること。 ・観音開きの扉式で、鍵付きであること。
シェルフラック (ゴミ箱収納スペース有)	・寸法は900mm×奥行450mm×高さ1800mmのものを1台有すること。 ・棚板は任意の高さに調整可能であること。 ・棚板の最下段の下にゴミ箱収納スペースを有すること。
カセッターカート (鍵収納付き)	・寸法は750mm×奥行500mm×高さ750mmのものを1台有すること。 ・移動可能なキャスターを付属すること。 ・上段の引出し1箇所が鍵付きであること。
カセッターカート	・寸法は750mm×奥行500mm×高さ750mmのものを1台有すること。 ・移動可能なキャスターを付属すること。
書類収納ケース	・寸法は980mm×奥行350mm×高さ900mmのものを1台有すること。 ・A4サイズ書類の収納に適した引出しサイズであること。 ・引出しの総数が50以上であること。

材料アルミキャビネット（縦3列式）	・寸法は幅1950mm×奥行500mm×高さ1700mmのものを1台有すること。 ・引出しはすべてトレータイプであること。 ・鍵付きシャッターを有すること。
材料アルミキャビネット（縦2列式）	・寸法は幅1300mm×奥行700mm×高さ1700mmのものを1台有すること。 ・縦2列の内、1列がトレー式、1列が棚板式であること。 ・鍵付きシャッターを有すること。
パーソナルステーションカート	・寸法は1100mm×奥行550mm×高さ1000mmのものを4台有すること。 ・パソコンを使用する際必要なACタップを有すること。 ・必要に応じて天板を延長できる補助板を有すること。
指紋認証式麻薬保管庫	・30リットル以上の容量のものを1台有すること。 ・指紋認証、テンキー錠とリバーシブル錠のダブルロック式であること。 ・扉開閉などの操作履歴の記録が可能であること。 ・最大100件の指紋、もしくは暗証番号の登録が可能であること。
ナースステーション用椅子（大型）	・ガスシリンダータイプで上下昇降可能なものを1台有すること。 ・床が傷つきづらいナイロン製キャスターであること。 ・座面が革貼りで清拭が可能であること。
ナースステーション用椅子（小型）	・ガスシリンダータイプで上下昇降可能なものを8台有すること。 ・キャスター4輪付きであること。 ・座面が汚れにくい加工を施されており、アルコール清拭も可能であること。
患者用冷蔵庫（大型）	・250リットル以上の容量のものを1台有すること。 ・冷蔵/冷凍機能を有していること。 ・片開きの1ドアタイプであること。
患者用冷蔵庫（小型）	・40リットル以上、70リットル未満の容量のものを1台有すること。 ・冷蔵機能のみの小型タイプであること。 ・横幅は50cm以内であること。
その他	・搬入、設置等費用を含めること。 ※別紙「配置図」を参考とし、同等品は可とする。 別紙「配置図」を参考とし、配置できる規格のものとするが、寸法の変更は不可とする。